

## 令和6年度佐久市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務仕様書

### 1 業務名

佐久市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務

### 2 業務の目的

佐久市（以下「本市」という。）は、令和2年10月に「佐久市気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進している。国の地域脱炭素ロードマップでは、屋根に載せる自家消費型の太陽光発電設備の導入が重点対策とされており、自治体の市有施設及び土地において、2030年までに設置可能な施設の50%、2040年までには100%の施設に太陽光発電設備の導入を行う目標が掲げられている。

本業務では上述のような状況を踏まえ、本市所有の公共施設及び土地等にPPA方式等により太陽光発電設備を設置するため、設置の可否及び設置に必要な情報を把握することを目的とする。

### 3 業務履行期限

契約を締結した日～令和7年1月10日

### 4 業務内容

本事業は、佐久市が環境省事業である「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、地域再エネ導入戦略策定支援事業の公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」を財源として実施するものであるため、当該事業の交付規程や「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」などに基づいた提案を行うこと。

#### (1) 対象施設

佐久市内公共施設21施設（別紙のとおり）

#### (2) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

ア 太陽光発電設備の設置位置及び現況確認

イ 周辺環境の確認

- (3) 導入可能な太陽光発電設備の規模や設置方法、建物への負荷等の調査・検討  
下記の点に留意し、導入可能な太陽光発電設備の規模（積載荷重等）や設置方法、配置バランス、建物への負荷、関係法令への適合性等を調査・検討すること。
- ア 太陽光発電設備を導入するにあたり、関係法令に適合させることや既存建物の構造へ影響がないようにするため、専門的な知識や知見を持つ有資格者等（一級建築士又は、監督員が専門的な知識や知見を有する者として承諾した者）により、必要な諸条件等を調査・検討すること。
  - イ 旧耐震基準の施設は、耐震診断や耐震補強時に設定した屋上の積載荷重や偏心などのバランスの条件等を含めて、調査・検討すること。
  - ウ 既に屋上に設置されている機械設備等の重量物の荷重や設置位置、屋根の老朽化状況などを含めて、調査・検討すること。
  - エ 太陽光発電設備の基礎部分にかかる荷重が、屋上や屋根部分に集中荷重として影響を与えないよう設置方法について、調査・検討すること。
- (4) 電力消費量、想定発電量等の調査・検討
- ア 電力消費量
  - イ 電力使用状況（時間帯ごと使用量等）
  - ウ 想定発電量（発電シミュレーション、設備利用率の設定、日射量等）
  - エ 自家消費率
- (5) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討
- ア 事業スキームの検討（PPA事業、リース事業等）
  - イ 設置工事費の積算、維持費のランニングコスト、廃棄費用の算出、図面の作成
  - ウ 二酸化炭素排出量の削減見込み
  - エ 経費削減効果及び事業採算性の検証
  - オ 対象外施設及び施設以外への展開案  
今後、PPA等で導入するに当たり対象21施設以外に太陽光発電設備の設置が可能で、事業採算性などが見込まれる施設や敷地があれば、展開案を提案してください。
  - カ 余剰電力の展開案  
余剰電力の活用方法について、蓄電システムの導入等、事業採算性などが見込まれる施設や敷地があれば、展開案を提案してください。

## 5 成果物

- (1) 調査報告書
- (2) (1) の電子データ及び調査に使用・作成した関連データ（CD-R） 1部

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日条例第22号）に基づき十分留意すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせなければならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (5) 受託者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (6) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は委託者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (8) 本委託について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。